

高齢者の権利擁護について

～成年後見制度について知ろう！～

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、財産管理(不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など)や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など)などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような、ひとりで決めることに不安のある人を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援(意思決定支援)を行い、共に考えるのが「成年後見制度」です。

成年後見人等ができること

福祉サービス・介護の手続や契約のお手伝い

保険料や税金の支払やお金の出し入れのお手伝い

よくわからずにした契約のとりけし

定期的な訪問や状況の確認

入院や施設への入所の手続のお手伝い

書類の確認や施設などへの改善の申し入れ

地域包括支援センターでは、高齢者のみなさんやその家族などが必要に応じて適切に利用できるよう、さまざまな支援を行っています。分からないことがありましたら、お気軽にご相談ください。

- 相談窓口 ■幸手東地域包括支援センター（ウェルス幸手内）☎(53) 6151・FAX(53) 6160
（権現堂川・吉田・八代・さかえ・さくら小学校区の人）
業務時間 午前8時30分～午後5時15分
※土曜、日曜、祝日は除く。
- 幸手西地域包括支援センター（旧香日向小学校内）☎(40) 3443・FAX(44) 0870
（幸手・行幸・長倉・上高野小学校区の人）
業務時間 午前9時～午後5時45分
※土曜、日曜、祝日は除く。

▼申告日程

会場 ウェルス幸手(幸手市保健福祉総合センター) 2階 研修室

時間 午前の部 午前8時30分～11時（整理券は8時15分から発券）
午後の部 午後1時～3時30分（整理券は1時から発券）

日	対象地区
2月16日(金)	西関宿、花島、中島、槇野地、神扇、平野、中野、下宇和田、木立、上宇和田、長間、細野
19日(月)	上吉羽、神明内、内国府間、外国府間、権現堂
20日(火)	惣新田、下吉羽、栄1～3番
21日(水)	栄4～7番、吉野、吉野1丁目
22日(木)	緑台1・2丁目
25日(日)	会社勤めなどで平日に申告できない人
26日(月)	天神島、天神島1丁目、戸島、戸島1・2丁目、平須賀、平須賀1・2丁目
27日(火)	東1・2丁目
28日(水)	東3～5丁目
29日(木)	中1～3丁目
3月1日(金)	中4丁目、北2・3丁目
4日(月)	中5丁目、大字幸手5000番台
5日(火)	北1丁目、大字幸手1～3300番台
6日(水)	千塚、円藤内、松石、高須賀
7日(木)	南3丁目、上高野、上高野1丁目
8日(金)	南1・2丁目
11日(月)	西1・2丁目、大字幸手3400～4000番台
12日(火)	中川崎、下川崎、香日向1～4丁目
13日(水)	
14日(木)	上記の日程に申告できない人
15日(金)	

・対象地区以外に来場する際の参考にしてください。(🔴非常に混雑、🟡混雑。)

・上記期間中は、市役所税務課の窓口では申告できません。

■無料申告相談をご利用ください

左記期間中、税理士会による無料申告相談を行っています。

○時間 午前9時～11時
午後1時30分～3時30分

※2月25日(日)、3月13日(水)、14日(木)、15日(金)を除く。

○相談内容 所得税のみ

※青色申告・譲渡所得などを除く。

■来場の際のお願い

- ・整理券を配布します。来場人数により、入場制限を行う場合があります。
- ・申告に必要な添付書類は、可能な限り事前に作成してから、会場へお持ちください。

※市ホームページから、申告会場での受付状況を確認できます。

3月1日から15日は 中央公民館クラブ活動参観週間

さがして つどい 手をつなぐ

期間中は無料で、公民館で活動する参観が可能なクラブを見学できます。気に入ったクラブを見つけ、一緒に活動しませんか。

参観可能なクラブの活動日に来館してください。

※見学できないクラブがあります。

日時 3月1日(金)～15日(金)
午前9時～午後9時
※3日(日)、10日(日)は午後5時まで。
※4日休館日を除く。

場所 中央公民館

★参観できるクラブの内容はQRコードから、または中央公民館にお問い合わせください。

問合せ 中央公民館☎(42) 5156

